

令和5年第3回矢掛町議会第2回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和5年6月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前10時29分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	堀 賢 一
企画財政課長	松 嶋 良 治	町 民 課 長	妹 尾 茂 樹
税 務 課 長	妹 尾 一 正	健康子育て課長	小 川 公 一
福祉介護課長	稲 田 由 紀 子	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	平 井 勝 志
教 育 課 長	藤 原 徳 忠	病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
会 計 管 理 者	稲 田 欽 也	介護老人保健施設事務長	小 出 優 子
矢 掛 寮 長	西 山 弘 之	総務防災課長代理	立 川 人 士
企画財政課長代理	河 上 昌 弘	企画財政課財政係長	石 井 亮 太 郎

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第5 議案第47号 矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第6 報告第1号 令和4年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について
報告第2号 令和4年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について
報告第3号 令和4年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第7 議案第48号 矢掛町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第49号 町道の路線廃止について
議案第50号 町道の路線認定について
議案第51号 令和5年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（花川大志君）** 皆さん、おはようございます。

今年は例年より早く5月下旬に梅雨入りしており、長雨が心配されるところでございますが、皆様には、何かと御多忙の中を御出席いただき、御苦労様です。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第3回矢掛町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（花川大志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番岸野榮治君と、5番田中輝夫君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（花川大志君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6日から13日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6日から13日までの8日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（花川大志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

○町長（山岡 敦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第3回矢掛町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今年は平年より8日早い梅雨入りとなりました。今後、長雨による災害、農作物の被害等が心配されます。また最近では、強い揺れを伴う地震や大雨など日本各地で災害に関するニュースが流れており、日頃から私たち一人ひとりが防災意識をしっかりと持つことが重要であろうかと思います。

本町においては、5月31日に災害防止連絡会議を開催し、消防、警察、自治協議会、土地改良区、岡山県などの関係機関と情報交換を行い、災害の発生を未然に防ぎ、災害発生時に迅速な対応が行えるよう、万全を期しているところでございます。今後も、防災体制の整備、防災意識の啓発に努めてまいります。

一方で、我が国の社会・経済に目を向けますと、人口減少の進行や働き手の不足など、社会経済の根幹に係る問題に直面しております。

本町といたしましては、国やそして県の動向を注視しながら、交流人口・定住人口の拡大に注力し、若い人たちが定住し、そして安心して子育てができる環境の充実を図り、さらには、高齢者向け施策や農業支援など、本年度事業を計画的・効果的に実行してまいります。

さて、本日御審議をお願いいたします案件は、人事案件について2件、令和4年度一般会計予算の繰越明許費についてなどの予算繰越の報告について3件、条例の一部改正について1件、町道の路線廃止及び路線認定について2件、一般会計補正予算について1件の計9件でございます。御審議の上、適切な御決定を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。全部で8件でございます。

報告第1号、新型コロナウイルスワクチンの接種について、御報告申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、現在、高齢者や基礎疾患のある方などへまん延防止や重症化予防を目的として、町内の7医療機関で春開始接種を実施しているところでございます。

今回の接種は、65歳以上の高齢者、5歳から64歳までの基礎疾患のある方と医療従事者が対象で、接種の期間は8月末まででございますが、9月以降には改めて、秋開始接種を予定しております。秋開始接種では、今回対象とならなかった方も含めて5歳以上の全員が接種の対象となります。なお、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年4月7日に町の対策本部を設置しておりましたが、今年5月8日から5類感染症に位置付けられましたので、これに伴い町の対策本部を廃止しております。廃止までの約3年間にわたり、感染予防やまん延防止対策に御協力いただきました議員の皆様、そして特に感染拡大防止に御尽力いただきました住民の皆様に心より感謝申し上げます。

今後につきましては、基本的な感染対策は自主的に判断して実施となっておりますが、国の専門家会合では、特に重症化リスクの高い高齢者に感染が及ばないようにする配慮が重要だとしておりますので、高齢者や基礎疾患のある方々には、引き続き十分な配慮を行っていただくなど適切な対応をお願いいたします。

続きまして、報告第2号、矢掛病院常勤医師の赴任について、御報告申し上げます。

かねてより医師の派遣について、岡山大学をお願いをいたしておりましたところ、令和5年7月1日付けで古立真一医師が赴任してまいります。古立医師は現在、国立病院機構岡山医療センターに在籍しておられる優秀な内科医でございます。本町のような中山間地域における医師不足が顕著で、そして医師の確保が困難な中、町としてこの課題に懸命に取り組んでまいりました。議員の皆様におかれましても、格別の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

報告第3号、英語指導助手の採用について、御報告申し上げます。

この事業は、外国青年を英語指導助手として招致し、町内の子どもたちが幼児期から国際感覚を身に付けられるよう、こども園・保育園において、英語の巡回指導を行っているものであります。

現在、英語指導助手のカイ・ミヤバヤシ・ミッギンさんとナディア・アパさんの雇用契約が6月末で終了いたします。そこで後任として、お手許に資料を配付しておりますが、2名を新しく招致する予定であります。

一人は、7月から、ケンジ・アンダーソンさん、23歳、アメリカ合衆国カンザス州出身でオーバリン大学で英文学とピアノを専攻していました。もう一人は、8月から、フィオナ・プラット=マクドナルドさん、22歳、アメリカ合衆国バージニア州出身でバッファロー大学で社会学を専攻していました。お二

人とも、矢掛町で子どもたちに英語指導することに大変意欲を示されています。

ケンジさん、フィオナさんを英語指導助手として採用することにより、矢掛町の英語教育を発展させ、そして外国語文化に親近感を持つことによって、国際交流の一層の推進に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

報告第4号、日本語学校開設の延期について、御報告申し上げます。

学校法人貝畑学園が、旧矢掛商業高校跡地を活用して令和6年4月の日本語学校開校を予定しておりましたが、同学園関係者が本年4月に来町され、開校予定を当初計画より1年延期し、令和7年4月とする見込みとの報告を受けました。

延期の主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大による国の水際対策実施に伴い、留学生の入国が大きく制限を受け、国内の多くの日本語学校において学生募集に支障をきたしました。それに伴い、学校開設の許認可申請手続きの見直しを行わざるを得なくなったためとのこととございます。

コロナの状況が比較的落ち着いた現状が大きく悪化しなければ、留学生の入国も今後は予定通り行われる見通しであります。ハード整備も含めて令和7年4月開校に向けてしっかり準備していくとの言葉をいただきましたので、町としても期待をしながら見守っていきたいと思っております。

報告第5号、矢掛町土地開発公社の経営状況書類の提出について、御報告申し上げます。

矢掛町土地開発公社につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和4年度矢掛町土地開発公社決算書並びに令和5年度矢掛町土地開発公社事業計画及び予算をお手許に配付し、御報告させていただきます。

主な事業活動につきましては、定住促進対策として住宅用地の販売を進めており、昨年度は合計13区画を売却いたしました。町内では現在4か所で分譲地を販売中とございます。

また、江良地区の工業用地につきましては、兵庫県加古川市に本社を置くアサヒ物産株式会社と売買契約を締結し、令和7年6月にデザート工場の操業開始を予定しております。さらに、中地区ではカモ井加工紙の新工場用地造成に向けた準備を進めております。

定住対策及び企業誘致につきましては、引き続き、積極的な事業展開を図りたいと思っておりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第6号、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の経営状況書類の提出について、御報告申し上げます。

矢掛町観光交流推進機構につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和4年度事業報告及び決算並びに令和5年度事業計画及び予算をお手許に配付させていただき、御報告させていただきます。

この矢掛町観光交流推進機構は、本町における多様な観光資源の魅力を最大限に生かし、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地経営の視点に立ち、関係者と協働しながら戦略策定及びその着実な実施を行い、観光地域づくりを実現するために、町の100パーセント出資により平成31年4月に発足いたしました。また、令和4年3月28日付けで、観光庁の観光地域づくり法人地域DMOに登録されております。

主な事業活動につきましては、まるごと道の駅活性化事業、まるごと商店街賑わいづくり創出事業、古民家を再生した矢掛ビジターセンター問屋における賑わい創出事業等の観光まちづくりを推進するた

めの事業のほか、マイクロツーリズム事業、町内飲食店応援プレミアム付飲食券発行事業、旅行会社活用による誘客促進事業、町内在住者を対象とした魅力再発見事業など、新型コロナウイルス感染症対策のための各種事業を実施しております。

まるごと道の駅構想や、重要伝統的建造物群保存地区の選定、無電柱化等の矢掛の魅力を最大限に活用し、この矢掛町観光交流推進機構と連携を深め、アフターコロナにおける更なる賑わい創出がまち全体の発展につながっていくよう努めてまいりますので、御協力をいただきますようお願いいたします。

報告第7号、第73回社会を明るくする運動地域住民の集い及び教育講演会の開催について、御報告申し上げます

7月は全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする、社会を明るくする運動の強化月間として、全国一斉に展開されます。この一環として、本町でも、来たる7月4日火曜日午前9時から、町内一円の啓発パレードを実施いたします。

お手許に配付いたしておりますリーフレットを御覧いただきたいと存じますが、午後1時45分からは地域住民の集いをやかげ文化センターホールにおいて開催いたします。

式典の後は、午後2時15分から、教育講演会を開催いたします。講師に、倉敷芸術科学大学客員教授、元RSK山陽放送アナウンサーの濱家輝雄氏をお迎えし、“ことばの力で絆づくり！”と題しまして、人と人との関わり大切さや、ネット社会におけるメディアリテラシーなどについて、豊かな御経験を基にお話しさせていただきます。なお、入場は無料です。

町民の皆様、また議員の皆様におかれましても、御聴講くださいますよう御案内申し上げます。

報告第8号、令和5年度矢掛町戦没者追悼式の開催について、御報告申し上げます。

祖国日本の興隆と繁栄を念じて身命を賭けて奮戦され、尊い一命を祖国のために捧げられた戦没者の御尊霊を追悼するため、町主催の戦没者追悼式を、8月16日水曜日午前10時から、やかげ文化センターホールにおきまして開催いたします。

矢掛町平和の町宣言の本旨であります真の恒久平和と安全の実現を念頭にいたしまして、広く一般町民の皆様方にも御案内を申し上げ、戦没者の追悼と平和を願う場として、町民総意の追悼式にしたいと考えております。

また、遺族会の意向により、町主催の追悼式と、遺族会主催の流水かんじょうを交互に開催しており、今年度は町主催の追悼式を予定しております。

議員の皆様方におかれましては、後日、追悼式の御案内を申し上げますので、その際にはお繰り合わせの上、御臨席賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上8件の報告でございました。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思っております。次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。さらに、郵送による陳情の提出がありましたので、陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから、御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

**○議長（花川大志君）** 日程第4, 議案第46号, 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 日程第4, それでは, 議案第46号, 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて, 提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります岸野憲二氏の任期が, 本年8月31日をもって満了し, 引き続き岸野氏を選任するもので, 地方税法第423条第3項の規定によりまして, この議会に同意を求めるものでございます。

経歴につきましては, お手許に配付いたしております資料番号1を御覧いただきたいと存じます。

再任ということでありますので簡単に紹介させていただきますと, 岸野氏は, 平成29年9月からこの審査委員会委員をお願いしておりまして, 今回, 再任をお願いするものでございます。任期は, 本年9月1日から3年でございます。なお, 選任後の審査委員会の委員は, 小野弘隆氏, 神田雅則氏に岸野氏を加えて3名でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 執行部からの説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第46号は, 原案のとおり同意することに決して, 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって, 議案第46号, 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについては, 原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第47号 矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（花川大志君） 日程第5, 議案第47号, 矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。執行部から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは, 議案第47号, 矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて, 提案理由を御説明申し上げます。

令和5年7月19日をもちまして任期満了となります矢掛町農業委員会委員につきまして, 新たに9名の方々を任命したいので, 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして, この議会の同意を求めるものでございます。

任命の同意を求めるのは, 鳥越一志氏, 谷許安治氏, 水川 治氏, 岸野敏夫氏, 藤原国夫氏, 松田智

仁氏，大山勝之氏，坪井幹子氏，高月周次郎氏以上の9名の方々でございます。なお，委員の任期は本年7月20日から3年でございます。

詳細につきましては，産業観光課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 次に詳細な内容の説明を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長（池田敏之君） それでは，議案第47号，矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて，御説明申し上げます。説明につきましては，資料により説明させていただきますので，お手許に配付させていただいております資料番号2を御覧ください。

一枚おめくりいただき，農業委員の選任方法を御覧ください。平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の改正により，農業委員の選任方法が，公選制から市町村議会の同意を必要とする市町村長の任命制に変更されました。選任までの流れは1ページのとおりでございます。

続きまして，2ページを御覧ください。農業委員候補者の方々の推薦・応募の状況を掲載しております。委員の選出にあたりまして，本年3月1日から3月31日まで公募を行い，9名の推薦及び応募がありました。この9名につきまして，去る4月26日に開催された候補者評価委員会におきまして，候補者は適任との評価をいただいたところでございます。農業委員の任命にあたっては，農業委員会等に関する法律第8条第5項により，原則，委員の過半数を認定農業者が占めなければならないとの規定があります。番号4,8,9の3名が認定農業者，番号2,5の2名が認定農業者に準ずる者に該当する人農地プランの中心経営体であり，計5名となりますので，過半数は確保することとなります。

なお，3ページ以降には，参考でございますが農地利用最適化推進委員について記載しております。こちらは，農業委員と同時に農業委員会が募集しており，定数7名に対し，各地区から7名の推薦がございました。去る，4月26日に開催された候補者評価委員会におきまして，候補者は適任との評価をいただき，5月31日に開催された農業委員会総会におきまして，7名の推進委員の決定をしたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 提案理由及び詳細な内容の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第47号は，原案のとおり同意することに決して，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって，議案第47号，矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについては，原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第6 報告第1号 令和4年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について

報告第2号 令和4年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について



報告第 3 号 令和 4 年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について

**○議長（花川大志君）** 日程第 6, 報告第 1 号から報告第 3 号までを一括議題といたします。それでは、報告を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、報告第 1 号から報告第 3 号までの各会計の繰越しについて御説明申し上げます。

まずは、報告第 1 号、令和 4 年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費についてでございますが、昨年 9 月、12 月及び本年 3 月定例会におきまして、繰越しの決定をいただいております一般管理事業など 15 事業で 3 億 3,970 万円を令和 5 年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第 2 号、令和 4 年度矢掛町水道事業会計予算の繰越についてでございますが、今回報告いたします繰越事業は、上水道事業 1 件で中央監視テレメーター設備修繕事業 5,000 万円を令和 5 年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第 3 号、令和 4 年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越についてでございますが、今回報告いたします繰越事業は、下水道事業 2 件で農業集落排水処理施設統合事業が 6,900 万円、浄化センター長寿命化事業が 4,300 万円の合計 1 億 1,200 万円を令和 5 年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 次に執行部に詳細な説明を求めます。企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** それでは、報告第 1 号、令和 4 年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について、御説明申し上げます。

一枚おめくりいただきまして、見開きで、繰越計算書でございます。右側のページの 1 列目、翌年度繰越額が、実際に繰越しをした額でございます。本年度は、全部で 15 事業ございまして、上から順に説明させていただきます。

まず、一番上から、総務費として、一般管理、庁用備品購入で繰越額 250 万円。事業は 5 月末で完了しております。次の情報ハイウェイ LAN 事業、仮想サーバ更新は繰越額 440 万円。事業完了は 7 月末の予定でございます。次が、財産管理、庁舎電気・設備改修ほかで繰越額 302 万円。事業は 5 月末で完了しております。次が、浸水対策事業、滝川寺ほかで繰越額 964 万円。特定財源は防災対策事業債、事業完了は 12 月末の予定です。次が、県議会議員選挙、ポスター掲示場設置委託で繰越額 39 万 2,000 円。事業は 4 月に完了しております。

次が衛生費で、じん芥処理事業、西部衛生施設組合建設負担金で繰越額 2,286 万 9,000 円。特定財源は過疎対策事業債、完了予定は来年 3 月末でございます。

次に、農林水産業費として、かんがい排水（単町）事業、小田新池で繰越額 1,675 万 1,000 円。特定財源はかんがい排水事業債、事業は 5 月末で完了しております。次が、水車の里フルーツトピア事業、お祭り広場パーゴラ屋根修繕で繰越額 396 万円。完了予定は 6 月末でございます。

続いて、土木費で、道路メンテナンス事業、仁井屋橋で繰越額 4,560 万 3,000 円。特定財源は国庫補助金、過疎対策事業債、完了予定は来年 3 月末でございます。次が、道路改良（起債）事業、町道宇角

線で繰越額 800 万円。特定財源は過疎対策事業債、完了予定は 7 月末でございます。次が、道路改良（単町）事業、町道谷川内東線で繰越額 260 万円。完了予定は 7 月末でございます。次が、狭あい道路整備等促進事業、町道白江線ほかで繰越額 2,340 万 2,000 円。特定財源は国庫補助金、過疎対策事業債、完了予定は来年 3 月末でございます。次が、都市再生整備計画（基幹）事業、観光交流施設ほかで繰越額 1 億 1,478 万 9,000 円。特定財源は国庫補助金、過疎対策事業債、完了予定は来年 3 月末でございます。

次が、消防費で、常備消防事業、井原地区消防組合負担金で繰越額 1,406 万 381 円。特定財源は過疎対策事業債、事業は 4 月に完了しております。

最後が、教育費、新型コロナ対策教育事業、学校の感染症対策で繰越額 720 万円で、特定財源は国庫補助金、完了予定は来年 2 月末でございます。

以上、15 事業で、合計 2 億 7,918 万 6,381 円の繰越しとなっております。以上で一般会計の繰越明許費の説明を終わらせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** それでは、報告第 2 号、令和 4 年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について、御説明いたします。

本件は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により令和 4 年度矢掛町水道事業会計予算を繰り越しましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

一ページお聞きいただき、見開きで、令和 4 年度矢掛町水道事業会計予算繰越計算書を載せております。

繰越しを行います事業は 1 件で、事業名で、上水道事業（中央監視テレメーター設備修繕事業）でございます。

内容といたしましては、中央監視テレメーター設備の故障に伴います修繕工事でございます。翌年度繰越額は 5,000 万円で、財源といたしましては、過年度損益勘定留保資金 5,000 万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発しました電子部品、特に半導体の供給遅延による電子基盤の製作遅延によるものでございます。なお、工期につきましては、9 月 30 日を予定しております。

続きまして、報告第 3 号、令和 4 年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について、御説明いたします。

本件は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、令和 4 年度矢掛町下水道事業会計予算を繰り越しましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

一ページお聞きいただき、令和 4 年度矢掛町下水道事業会計予算繰越計算書を載せております。

繰越しを行います事業は 2 件で、まず、事業名で、下水道事業（農業集落排水処理施設統合事業）でございますが、内容といたしましては、農業集落排水処理施設の統合に伴います東三成汚水中継ポンプ場改築工事及び現場技術業務委託でございます。翌年度繰越額は 6,900 万円で、財源といたしましては国庫補助金 3,450 万円、企業債 3,450 万円でございます。

繰越しの理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発しました電子部品、特に半導体の供給遅延による電子基盤の製作遅延によるものでございます。なお、工期につきましては、6 月 30 日を予定しております。

次に、事業名で、下水道事業（浄化センター長寿命化事業）でございますが、内容といたしましては、矢掛浄化センターの機械設備及び監視制御設備の更新工事でございます。翌年度繰越額は 4,300 万円で、

財源といたしましては国庫補助金 2,140 万円，企業債 1,890 万円，その他資本的収入 270 万円でございます。その他資本的収入につきましては，笠岡市からの建設工事負担金でございます。

繰越しの理由といたしましては，1 件目と同様に新型コロナウイルス感染症の影響による電子部品の供給遅延によるものでございます。なお，工期につきましては，9 月 30 日を予定しております。

以上で，説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 執行部からの報告が終わりました。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 質疑を終結いたします。

以上で，報告第 1 号，令和 4 年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について，報告第 2 号，令和 4 年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について，報告第 3 号，令和 4 年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越についての報告を終了いたします。

~~~~~

日程第 7 議案第 48 号 矢掛町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 49 号 町道の路線廃止について

議案第 50 号 町道の路線認定について

議案第 51 号 令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（花川大志君） 日程第 7，議案第 48 号から議案第 51 号までを一括議題といたします。執行部から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは，議案第 48 号から議案第 51 号につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

まずは，議案第 48 号，矢掛町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，こちらは，条例の一部改正に関するもので，地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

今回の改正は，契約事務の効率化及び経費の削減等を図るため，長期継続契約を締結できる契約の対象範囲を拡大するにあたり，所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては，総務防災課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第 49 号，町道の路線廃止についてでございますが，こちらは，町道の廃止にあたり，道路法第 10 条第 3 項の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，建設課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第 50 号，町道の路線認定についてでございますが，こちらは，町道の認定にあたり，道路法第 8 条第 2 項の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，建設課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第 51 号，令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 3 号）についてでございますが，本議案は，地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

今回の補正額は 1 億 7,800 万円の増額で，補正後の予算総額は 92 億 1,800 万円となっております。

主な内容といたしましては，お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧ください。

まず総務費へ、電気料金をはじめとしたさまざまなものの価格高騰が継続している中、その影響が広く町民全体に及んでおりますことから、町民の皆様の生活支援と町内事業所等での消費の下支えをするため、昨年度に引き続き矢掛町生活応援商品券を発行し、全町民を対象に一人あたり5,000円分を配布することとし、所要の予算を計上しております。

また民生費へは、物価高騰等でより大きな影響を受けている低所得世帯への支援として、町民税非課税の方のみの世帯を対象に1世帯あたり3万円の電力等価格高騰支援給付金を支給するため、所要の経費を計上しております。

そのほか、主なものとしましては、民生費の子育て支援センター管理費へ支援センターの遊具等の整備に掛かる追加費用を、土木費の建築行政費へは本年度からの新規事業であります民間賃貸住宅等建設補助金の追加分を、それぞれ計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第48号から議案第51号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 次に、詳細な内容の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長（堀賢一君） それでは、議案第48号、矢掛町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、町長からの説明にもございましたように、契約事務の効率化及び経費の削減などを図るため、長期継続契約を締結できる契約の対象範囲を拡大させていただくものでございます。

説明はお手許の資料で説明をさせていただきたいと存じますので、大変恐縮ですが資料番号3を御覧いただきたいと存じます。一枚おめくりいただきまして、1ページ、1の条例改正の理由といたしまして、地方自治法第234条の3等で定められている、単年度契約でなく複数年度にわたり長期継続契約が可能となる契約が現在、この条例で定められています。全国で進められている自治体DXの推進と関連し、パソコンをはじめとした事務機器及びソフトウェアの利用、そして電気通信回路を介したサービス、いわゆるクラウドシステムと申しますが、この利用又はその保守に関する契約を長期継続契約の対象として拡大するということが、事務の効率化及び経費の節減などを図るためのものでございます。また、この長期継続契約の期間を5年以内と定めさせていただくものでございます。

下の2の改正の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。旧条例では、条建てされていませんでしたので、第1条として趣旨を明記させていただき、第2条で長期に継続契約が可能となる契約を列記させていただきます。第1号から第4号までが、公共施設の管理・清掃・管理設備の借入れ・電子計算機の処理委託を上げさせていただきまして、一枚おめくりいただきまして、2ページ第5号及び第6号をまとめて新たに第5号として電子計算機、複写機その他事務機器の借入れ、利用又は保守に関する契約とさせていただきます。その後第7号として、電気通信回路を介したサービスの利用又は保守に関する契約を追加させていただき、旧第7号の公用車の借りに関する契約を、第8号とさせていただくものでございます。第3条として、この契約を締結することが出来る期間を5年以内とさせていただき、但し、町長が特に必要と認める時はこの限りでないさせていただきたいと存じます。

条例に戻っていただきまして、最後に附則として、この条例は公布の日から施行させていただきたいと存じます。

以上で、議案第48号の説明とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（花川大志君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、議案第 49 号、町道の路線廃止について及び議案第 50 号、町道の路線認定については関連性が高いため、一括して御説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

江良地区の路線廃止 3 路線、路線認定 3 路線についての議案でございます。本議案は、昭和 29 年建設省道路局長通達の“当該路線の延長又は路線の一部に変更を加えること等の認定路線の取り扱いについては、路線の変更によって行われるものではなく、路線の廃止、認定によって行われる手続きであること”に基づき本議会へ提案させていただくものでございます。なお、説明は資料番号 4 にて御説明させていただきます。

資料番号 4 を 1 ページお開きください。まず、議案第 49 号、路線廃止については、図面左側、青でお示しいたしております町道奥山中央線、王子前線の二路線を廃止し、次に議案第 50 号、路線認定につきましては、図面右側、赤でお示しております町道奥山中央線、町道王子前線の二路線を認定するものでございます。

次の 2 ページをお開きください。同様に、議案第 49 号、路線廃止については、図面左側、青でお示した町道下菅野線の路線を廃止し、議案第 50 号、路線認定につきましては、図面右側、赤でお示した町道郷ノ下南線の路線を認定するものでございます。

路線の廃止の必要が生じた経緯としましては、当 3 路線は土地改良事業に伴って道路を整備し、路線の拡幅や路線の延長工事を実施したため、路線の終点の変更となったことによるものでございます。

路線の認定につきましては、廃止する 3 路線の終点の変更により新たな路線の終点が設けられたため、認定の必要が生じたものでございます。

また、町道奥山中央線及び町道郷ノ下南線につきましては、従前の路線はその他 2 種路線でございましたが、整備による拡幅、集落接続路線となったため、その他 1 種路線で認定するものでございます。なお、町道王子前線につきましては、路線終点の短縮による変更であるため、現状のその他 2 種路線として認定をお願いするものでございます。

議案にお戻りいただきまして、議案第 49 号では路線廃止の整理番号、路線名、起終点及び延長、各廃止路線の位置図、議案第 50 号では路線認定の整理番号、路線名、起終点及び延長、各認定路線の位置図を記載しておりますので御覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第 51 号、令和 5 年度矢掛町一般会計補正予算（第 3 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、1 億 7,800 万円を増額するもので、内容につきましては、この後、事項別明細書で説明させていただきますが、その前に、第 2 条地方債の補正を御説明いたしますので 4 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正でございます。追加 2 件でございます。まず、橋りょう維持事業で、限度額は 200 万円でございます。山の神橋の補修に過疎対策事業債を充てるもので、充当率 10 割、交付税措置率 7 割となっております。次の現年農地農業用施設災害復旧事業は、限度額は 520 万円でございます。浅海地区、尾坂川の井堰の災害復旧に補助災害復旧事業債を充てるもので、充当率 10 割、交付税措置率 95

パーセントとなっております。

続いて、内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきたいと思っております。14 ページをお開きください。14 ページから、事項別明細書の歳出でございます。歳入については、歳出の財源内訳の中で、説明させていただきます。

まず、総務費の一般管理費では、弁護士委託料、おかやま山陽高等学校の創立 100 周年記念事業への補助、青色防犯パトロール燃料価格高騰対策支援金を計上しております。財源として、弁護士委託料へは町村会補助金を、青パトの支援金へは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。次の企画費へは、井原鉄道への燃料価格高騰に係る支援金を計上し、地方創生臨時交付金を充当しております。次の地域振興費では、はなしの里のピザ窯等の修繕料と山ノ上干柿生産組合の乗用草刈り機等の購入に係る元気集落活動補助金を計上しております。財源は、元気集落活動補助金に対する県補助金でございます。次の生活応援商品券事業費では、町内で使える商品券、町民一人当たり 5,000 円分をお配りする事業に係る所要の経費を計上し、特定財源として地方創生臨時交付金を充てております。次の戸籍住民基本台帳費では、本年度更新を予定している会計年度任用職員用のパソコンリース料の追加分を計上しております。

続いて、16 ページを御覧ください。3 款民生費の、電力等価格高騰支援給付金事業費では、町民税非課税世帯に 3 万円を支給する事業に要する経費を計上し、財源として、地方創生臨時交付金を充当しております。次の児童福祉総務費では、パートタイム会計年度任用職員の人件費を計上し、財源として国庫補助金を充当しております。次の子育て支援センター管理費では、遊具改修等、支援センターの環境整備に係る経費の追加分を計上し、財源としてふるさと応援基金からの繰入金を計上しております。

次の 4 款衛生費、保健衛生総務費では、パートタイム会計年度任用職員の人件費を計上しております。続いて、18 ページを御覧ください。次の予防費では、風しんの追加的対策として、予防接種のためのクーポン券の作成や郵送に係る経費を計上しており、財源として国庫補助金を充当しております。次の環境衛生費では、西部衛生施設組合の広域斎場の雨漏り修繕に係る追加の負担金を、健康管理センター管理費では、健康管理センターの改修に係る設計の委託料を計上しております。

続いて 5 款、農林水産業費、かんがい排水費では、水路の修繕料とかんがい排水工事補助金の追加分を計上しております。

次の 7 款土木費、建築行政費では、民間賃貸住宅等建設補助金の追加分を計上し、財源としてふるさと応援基金繰入金を充当しております。続いて、20 ページを御覧ください。次の道路維持費では補修用原材料費を、道路新設改良費では事業間の経費の組替えを計上しております。次の橋りょう維持費では、西川面 山の神橋の修繕に係る経費を計上し、財源として過疎対策事業債を充当しており、次の河川費・河川維持費では、河川維持に要する経費の追加分を計上しております。

次の 9 款教育費、文化センター費では、文化センターの雨漏り修繕に係る経費を計上しております。

次の 10 款災害復旧費、農地農業用施設、災害復旧費では、5 月 6 日から 7 日にかけての大雨で被災した農業用施設の災害復旧に係る経費を計上し、財源として県補助金、補助災害復旧事業債、地元負担金を充当しております。次の 22 ページでは、予備費としまして、連休中の大雨により崩れた土砂の撤去等応急的な災害復旧に充用いたしました予算の補填と調整を合わせまして、571 万 4,000 円を計上いたしております。

以上で、事項別明細の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（花川大志君） 執行部からの提案理由及び詳細な内容の説明が終わりました。

~~~~~

○議長（花川大志君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を明日 8 日の午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、次の本会議は明日 8 日の午前 9 時 30 分から再開と決しました。

それでは、これをもって散会といたします。皆さんお疲れさまでした。散会。

午前 10 時 29 分 散会